



公共高第 437 号
平成21年10月 2日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

出産費及び家族出産費の直接支払制度の実施に係る事務の取扱いについて (通知)

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

なお、地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正が予定されていることや請求書の取扱いについて未だ明らかになっていない点もあるため、この事務連絡に基づく取扱いが今後変更になる場合があることについてあらかじめご了承ください。

記

1 出産費及び家族出産費について

- (1) 平成21年10月1日からは出産費及び家族出産費の直接支払制度が始まり、従来の受取代理は9月30日で廃止されます。
- (2) 組合員及び被扶養者が出産費等の直接支払制度を利用する場合、共済組合は、医療機関等から支払機関を経由して提出された専用請求書に基づき、支払機関に対して出産費等を支払います。共済組合から支払いを受けた支払機関は、医療機関等に対して出産費用を支払います。
- (3) 出産費の一部が直接支払に充当された場合、出産費等の額と直接支払に充当された額との差額は組合員に支給されます。
- (4) 出産費附加金及び家族出産費附加金は、直接支払制度の対象になりません。

2 請求手続きについて

(1) 直接支払制度を利用する場合

組合員が直接支払制度を利用する場合は、組合員または被扶養者の出産後、出産費附加金及び家族出産費附加金が請求できます。また、医療機関等からの請求額が出産費等の上限額42万円(産科医療補償制度の加算対象出産でない場合にあっては39万円)を下回ったときは、当該請求額と上限額との差額分もあわせて請求できます。

必要書類は以下のとおりです。

なお、別添様式「出産費・家族出産費内払金支払依頼書」の「内払金」とは、出産費附加金及び家族出産費附加金と、差額がある場合はその差額分のことをいいます。

- ・ **出産費・家族出産費内払金支払依頼書**（別添様式）
- ・ **医療機関等から交付される出産費用の内訳を記した明細書の写し**（直接支払制度を利用した場合には、医療機関等から提出される専用請求書の内容と相違ない旨が記載されています。）

（２） 直接支払制度を利用しない場合

組合員が直接支払制度を利用しない場合は、従来どおり、出産後の出産費等の請求及び出産費等附加金の請求ができます。

必要書類は以下のとおりです。

- ・ **出産費及び家族出産費請求書**（従来どおりの様式４－１。）
- ・ **医師又は助産師の証明書**（様式４－１の証明欄に証明がある場合は不要。）
- ・ **医療機関等から交付される代理契約に関する文書の写し**

※ この文書には、「直接支払制度を利用していない旨」及び請求先となる「保険者名」が記載されています。これは、保険者において、直接支払制度が利用されていないこと（同一の保険者へ重複して請求されていないこと）を確認するため、また、請求先となる保険者を特定させることにより他の保険者へ重複して請求することを防ぐため、提出していただくものです。

- ・ **医療機関等から交付される出産費用の領収証の写し**

※ この領収証には、「直接支払制度を利用していない旨」の記載及び「産科医療補償制度の加算対象出産であることを証するスタンプ」の押印がなされています。これは、保険者において、直接支払制度が利用されていないこと（同一の保険者へ重複して請求されていないこと）を確認するため、また、3万円の加算対象かどうかを保険者が判断する必要があるため、提出していただくものです。

出産費・家族出産費内払金支払依頼書

組合員証番号		所属機関名	
組合員氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
資格取得年月日	昭和 平成 年 月 日	資格喪失年月日	平成 年 月 日
出産者氏名			
出産年月日	平成 年 月 日		
出産の場所			

出産費・家族出産費の内払金の支払について依頼します。

公立学校共済組合高知支部長 殿

平成 年 月 日

住所

請求者

氏名

印

(注) この依頼書に、出産費用の内訳を記した明細書の写しを添付してください。